

一般社団法人 日本糖尿病学会
九州支部会員各位

日本糖尿病学会九州支部 支部長 荒木 栄一
日本糖尿病学会九州支部 選挙管理委員会

学術評議員資格認定調査についてのお詫びと訂正

先日、学術評議員資格認定調査についてご依頼致しました①日本糖尿病学会「学術評議員候補者選出について」のカバーレターと、②「学術評議員資格認定調査」の申請用紙において記述に不明確な点(11月14日必着か、11月14日消印有効なのか。また研究発表が平成26年9月までなのか、平成26年11月14日までなのか。)がございましたので、訂正しお詫び申し上げます。

①では「糖尿病に関する研究に従事し、10年間^{*2}に4回以上の研究発表を行った者(*2 申請時点より過去10年間の研究発表(共著、共演可))」とございますが、同封致しました②の学術評議員資格認定調査用紙には「研究発表(平成16年9月～平成26年9月)」と記載がございました。

こちらの①、②に該当する研究発表の期間に関して、「申請時点より過去10年間」と記載しておりましたので、既に申請書をお送り頂いた会員と公平をきすため、平成16年9月～当初の締め切り日である平成26年11月14日までの研究発表^{*注}を今回申請頂く事とし締め切りを延長致します。

平成16年9月1日～平成26年11月14日までの研究発表で、4回以上の研究発表を行ったという資格をお持ちの方は、平成26年11月27日(木)(当日消印有効)にて受付致しますので、申請書類をお送り下さい。

既に当方で申請書類を受理し、資格調査済みの方には、本状をお送りしておりませんが、申請書類と本状が行き違いになりましたらご容赦頂きますようお願い致します。

今後はこのような事のないよう努めて参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

細則 抜粋

第17条

- 1) 学術評議員は各支部より推薦された正会員で社員総会の承認をえたものとする。ただし、学術評議員の総数は500名から1000名以内とし、候補者となりうる正会員は、就任年後の4月1日に66歳未満^{*1}のものとする。

九州支部内規 抜粋

第7条

- 1) 支部評議員被選挙者の資格は九州支部に所属し、10年以上日本糖尿病学会の正会員でありかつ糖尿病に関する研究に従事し、10年間^{*2}に4回以上の研究発表を行った者

*1 今回は、平成27年4月1日をもって66歳未満、かつ在籍期間10年以上の正会員が対象となります。

*2 申請時点より過去10年間の研究発表(共著、共演可)

*注 平成16年9月～平成26年11月14日の研究発表

以上

日本糖尿病学会九州支部事務局